

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

教育委員会

- 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則 一
- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則 一
- 博物館法施行細則の一部を改正する規則 二
- 宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令 二
- 公安委員会
- 宮城県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則 二

教育委員会

教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十九号

教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第二十号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第十五号を次のように改める。

十五 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下「整備法」という。）により知事の権限に属する事務（同法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務を除く。）に関すること。

第八条第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げる。

第八条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する信託の引受けの許可及び監督に関すること。

第十三条の第三十一号中「財団法人宮城県体育協会」の下に「昭和四十六年八月十三日に財団法人宮城県体育協会という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人宮城県スポーツ振興財団」の下に「（平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。）を加える。」

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第二十一号

宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和五十七年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中、「社団法人日本ライフル射撃協会」の下に、「昭和四十六年九月二十二日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第二十二号

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（昭和二十七年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第一条中、「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程（平成三年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号八中、「公益法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第九号

宮城県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

宮城県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

宮城県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和61年宮城県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。